

令和7年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年6月17日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第4号 JR米坂線早期復旧のための請願
 請願第6号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書
 議第53号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第54号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第55号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第56号 財産の取得について
 議第57号 財産の取得について
- 4 出席委員（7名）

1番 魚 野 ル ミ 君	2番 尾 形 修 平 君
3番 鈴 木 いせ子 君	4番 菅 井 晋 一 君
5番 野 村 美佐子 君	6番 富 樫 雅 男 君
7番 高 田 晃 君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（1名）
 川 村 敏 晴 君
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長谷部 俊 一 君
同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同課人事管理室長	川 崎 健 一 君
同課人事管理室係長	佐 藤 権 一 君
同課情報管理室長	須 貝 正 人 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同課契約検査室長	斎 藤 要 君
同課財務管理室長	成 田 大 介 君
同課財産活用推進室長	五十嵐 博 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美和子 君
同課企画政策室長	田 村 政 和 君
同課地域交通政策室長	須 貝 直 毅 君
会 計 管 理 者	大 滝 豊 君

消 防 長	瀬 賀 誠 君
消 防 本 部 次 長	菅 原 直 巳 君
消 防 本 部 総 務 課 長	松 村 博 幸 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	前 川 龍 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	渡 辺 千 春 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
学 校 教 育 課 長	小 川 智 也 君
学 校 教 育 課 長 補 佐	百 武 靖 之 君
同 課 教 育 総 務 室 長	鈴 木 祐 輔 君
同 課 教 育 総 務 室 係 長	石 栗 多 香 美 君
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 長	中 山 晴 剛 君
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 副 参 事	鍋 倉 直 也 君
生 涯 学 習 課 長	平 山 祐 子 君
同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	佐 藤 克 也 君
同 課 文 化 行 政 推 進 室 長	吉 井 雅 勇 君
荒 川 支 所 長	阿 部 正 昭 君
神 林 支 所 長	志 田 淳 一 君
朝 日 支 所 長	五 十 嵐 忠 幸 君
山 北 支 所 長	大 滝 き く み 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前10時00分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むこととし、請願第4号及び請願第6号については請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(高田 晃君)請願者(米坂線早期復旧と地域活性化を考える会会長 野田尚道氏、同会副会長 森川信夫氏)を入室させる。

日 程 第 1 請願第4号 JR米坂線早期復旧のための請願を議題とし、紹介議員(川村敏晴君)から補足説明を受けた後、請願者(米坂線早期復旧と地域活性化を考える会会長 野田尚道氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

川村 敏晴 皆さん、おはようございます。私、令和新風会の川村敏晴と申します。よろしく願いいたします。本日は、本請願の皆様が直接趣旨説明においてになっていますので、私から本会議でも初日のほうで補足説明させていただきましたので、くどくどは申し上げませんが、本日は総務文教常任委員会の皆様に私からの改めてお願いと

いう意味も込めまして、若干お話をさせていただきます。本日おいでになっております米坂線早期復旧と地域活性化を考える会の皆様におかれましては大変お忙しいところ、そして日々早期復旧に対しての活動大変御苦労さまでございます。当村上市は米坂線の発着点を有する重要な鉄道のまちとして発展してきたところでもございます。そして、皆様が活動している米坂線沿線の各自治体におかれましても自治体の方々、そして議会の方々がそれぞれ早期復旧に対して立ち上がって活動しております。どうぞ本村上市におかれましてもこの活動の必要性、重要性を十分に御理解を賜りまして、総務文教常任委員会の皆様の全員の御採択をいただきますことを心からお願い申し上げまして、私からの補足説明とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。
（午前１０時０５分）

委員長（高田 晃君）再開を宣する。
（午前１０時２９分）

（審 査）

鈴木いせ子 これは今まで聞いていても、大変切ない問題だと思いますけれども、財政支援も高額になると思うし、一番はやっぱり困っている人もいると思うのですが、なぜこれが廃止になったかという意味ももう一度考えてみていただければと思いますが、私は賛成したいと思います。

尾形 修平 私も先ほど来質疑の中で申しましたように、今回の請願に関しては賛同したいというふうに思います。ただ、いかんせんこの存廃の問題を、やはり我々自治体、また地域住民とも懇談を含めた中で、この米坂線の問題は考えていくべきではないかなというふうに思います。

野村美佐子 今、もうけ至上主義というか、もうからなければ廃止していくということで北海道なんかも鉄道がもうずたずたにされていたり、今回も東日本大震災のときに太平洋側から日本海に逃げてくるときに米坂線が非常に大きな力を発揮したとか、歴史的にもそういう鉄道でなければというものもあるし、県をまたいでの線路がどれだけ重要な役割をしたかというのがあるにもかかわらず、赤字だというだけで切り捨てられている傾向があるので、だからこそ全国の市長会とかも国やＪＲに対して鉄路を残せというような要望もしているということもあると思うのです。だから、私たち村上で起こっているこれは、特に災害で流されてしまったので、災害復旧は国の責任でまずやるべきと、そういう前提も含めて声を大きくして、そしてできた暁には市民みんながこれを楽しむというか、守るというような形になるように頑張るためにも市としてやっぱりきちっと、また議会として期成同盟も含めて考えてやっていくべきことだなというふうに改めて感じますので、お金のことというのは現実的に来るものですから、大きな問題ではあるけれども、そこだけで解決してはならない問題だなというのを改めて感じましたので、ぜひ推進したいというか、賛成したいと思います。

菅井 晋一 県境をまたいだ重要な路線でありますので、道路と鉄道と両方ないと困るわけです。やっぱり災害もありますし、東北大震災のときなんか大事な路線だったはずです。

それは、災害のときの教訓としてみんな分かっていると思います。今、日沿道の早期完成のいろいろ動きしていますが、新発田、新潟の人は関係ありません。やっぱり山形と力を合わせてこの県北地域を振興していかなければならないと思います。ですから、今米坂線も山形と新潟の関川、村上で一生懸命運動しているわけですので、そういう絆を大事にして、鉄道と道路と両方しっかりこれからも残していかなければならないと思いますので、ぜひこの運動を進めていただければと思います。以上です。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長（高田 晃君）企画戦略課長及び地域交通政策室長を退室させる。

委員長（高田 晃君）請願者（新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 石黒健也氏）を入室させる。

日程第2 請願第6号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員（川村敏晴君）から補足説明を受けた後、請願者（新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 石黒健也氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

川村 敏晴 今日御苦労さまでございます。本日、請願者の方より趣旨説明、おいでになっていますので、補足説明というのもおこがましいとは思いますが、一応紹介議員として総務文教常任委員会の皆様をお願いを含めて一言、趣旨説明というふうなことで申し上げさせていただきますが、昨今の日本の公教育、いわゆる小学校、中学校、そして高校においては非常に教職員の職場環境、勤務環境が困難な時代となっていると強く感じていますが、そう感じるのは私だけではないと思っております。そんな環境を少しでも改善をし、教職員の皆様が将来ある子供たちに対して安心し、そして自信を持って有意義な授業ができる環境を整備していくことが世界に誇れる日本の教育環境と、そして教育水準の復活を築き上げる礎になると強く願っております。そういう意味におきまして、どうぞ総務文教常任委員会の皆様の全員一致の御採択を賜りますことを心からお願いを申し上げ、私の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。
(午前10時38分)

委員長（高田 晃君）再開を宣する。
(午前10時59分)

(審 査)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

野村美佐子　やっぱり今いじめとか不登校というのはもう社会問題になっているし、それから先生の働き方もそうですけれども、募集してもなかなか先生が来ないというような、産休代替も集まらないというような、やっぱりかなり深刻だと思って、今もおっしゃっていましたが、予算がないということだけでなく、やっぱり他国に比べても、先進国に比べると日本の教育予算ってかなり率が低いので、そういう意味でもやっぱりこういうことを毎年毎年でも積極的に出していくことは絶対に必要だなというふうに私は感じています。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ討論１件あり、起立による採決を行った結果、請願第６号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

事務 局長　それでは、ただいま採択すべきものと決定いただきました請願につきまして、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本日市議会の様式にのっとり成文化したものを準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。

（午前１１時０１分）

委員長（高田 晃君）理事者を入室させる。

委員長（高田 晃君）再開を宣する。

（午前１１時１０分）

日 程 第 ３　議第５３号　村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長　それでは、議第５３号でございますが、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定であります。定例会初日の質疑内容も踏まえまして、改正の依頼元であります選挙管理委員会より説明を申し上げます。

選管・監査事務局長　議第５３号につきまして御説明いたします。初めに、定例会初日において姫路議員より質疑のありました件、改正前の規定の中に期日前投票管理者等の１時間当たりの額が記載されているが、これが新潟県の最低賃金を下回っているのはいかがかとの御指摘をいただきました。これについて国の機関に確認しましたが、投票管理者等の報酬は最低賃金法を適用する余地はなく、最低賃金法の適用範囲外であるとの見解をいただきました。理由としては、投票管理者等の報酬が条例で定められ

ていること、またその報酬が一般職員、労働者の賃金とは異なり、職務の性質、特殊性に応じて決定され、生活給としての要素が考慮されていないことにあります。労働者に対して毎月支払われる生活給的な給料賃金は最低賃金の適用対象になりますが、投票管理者等のように生活給としての要素を持たず、臨時に支払われる報酬については、最低賃金法の適用範囲外となるものであります。なお、国会議事録においても、投票管理者等は公益代表的なものであり、国において定めている投票管理者等の基準額については、労働の対価という評価をしていない旨の政府答弁があったことを確認しております。姫路議員からの質疑に対しての御説明は以上のとおりであります。このたびの条例改正は、条例で定める投票管理者等の報酬額が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める基準額に準拠しており、法律で定める基準額が改正されたことからお願いをするものであります。法律の基準額は、国から交付される選挙執行委託費算定の根拠になっているもので、参議院議員通常選挙のある年、3年ごとに物価上昇や労務単価の上昇を反映させ、今回の改正では13%ほどの上昇額となっております。基準額は、自治体の報酬額を決定するものではありませんが、国はこの法律で算定する範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう通知していることと、3年ごとに物価変動等を反映させた妥当な額として示し、ほとんどの自治体が基準額に準拠して定めていることから、本市においても今回の改定額が妥当な額として、基準額に沿って報酬額を改定するものです。なお、今後も基準額の改正が想定されるため、法律の施行後に速やかに適用できるよう、これまでの金額を明記する規定から根拠法と時間割計算を行う旨を明記する規定に改め、投票時間を繰り上げる投票所の投票管理者及び投票立会人については、改正による時間割計算後の支給額が改正前の支給額に満たない額となるため、経過措置として改正前の額を支給する旨を併せて規定するものであります。以上です。

(質 疑)

菅井 晋一

国で定めたのだから、そんな心配はないということみたいなのですけども、村上市の条例の作り方が時給を表しているのですよね。よそ、胎内とか新発田とか県の例規を見れば文章表現なのです。案分した金額とかということ。そうすると、時間給の金額が出ていないから、何らその違和感はないのです。だから、条例の作り方が、わざわざ時給を表しているがために何か誤解を招くような、そういう気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

選管・監査事務局長 確かに改正前につきましては時給額が明示されておりましたけれども、改正後の条例につきましては時給額の単価は記載されておらず、あくまで法律に沿った形で行うということで記載されております。

(「これ違うの」と呼ぶ者あり)

総務 課長

今、選管の事務局長からお伝えしたことの繰り返しにはなってしまうのですが、今回の条例の改正の方式としまして、この条例の別記の中の該当部分を、まず前段で改正前の表記をしております。そちらを、ページが一番下のほうになりますが、今の文言表記に変えるということで、最初にページとして見えるのが時間の表記なのですが、時間というか時給の表記なのですが、こちらを文言表記に変えるという形で、ちょっと条例の改正というのはなかなか分かりにくいところはあるのですが、今回そのような形で、今菅井委員おっしゃるような形に改正するというご意見ですので、御理解いただければと思います。以上です。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第53号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 4 議第54号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第55号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第54号及び議第55号につきまして御説明いたします。これらはいずれも公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に関し、関係条例に所要の改正を行うものであります。初めに、議第54号は、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年10月1日から施行されることに伴い、部分休業の取得について、現行の1日につき2時間を超えない範囲での取得の仕方に加え、年間10日を超えない範囲での取得が可能とされ、いずれかを選択できることとなったことから、その運用に関し、条例に所要の改正を行うものであります。次に、議第55号は、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。公務員における仕事と育児の両立支援に関する制度利用に関し、妊娠・出産等や育児期の職員に対し、各種制度の周知を図り、制度の利用や働き方に対する意向を聴取することや、対象となる職員の意向に配慮することについて適切な措置を講ずることとし、条例に所要の改正を行うものであります。以上でございます。

(一括質疑)

尾形 修平 現状として年間どのぐらいの対象者と、時間的に取られているのか教えてください。
総務 課長 今、部分休業ということで、小学校就学の始期に達するまでの子を持つ男性職員、女性職員全て対象になります。対象者全体の数からいきますと男性職員92名、女性職員56名ということで148名が対象になるわけですが、現在利用されている方については4名ということでございます。

(議第54号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第54号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第54号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第55号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第55号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第55号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第56号 財産の取得についてを議題とし、担当課長（消防長 瀬賀 誠君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

消防長 議第56号について御説明いたします。議第56号は、消防団に配備しております消防用小型動力ポンプの購入についてお願いするものでございます。本案は、今年度購入を予定しております消防用小型動力ポンプ、平成6年から平成9年に取得した9台で、更新計画に基づき購入するものでございます。入札に当たりましては、令和7年4月17日に通常型指名競争入札により落札した株式会社宮島工業所と2,069万1,000円で仮契約を締結したものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(質疑)

尾形 修平 この入札結果を見ても、過去の案件含めて、この胎内市の宮島工業所さんが村上市の消防関係の設備に関してはほぼ100%という格好で落札されているって思うのですけれども、競争が働いているのかなと思うと、予定価格が1,890万円で今回の落札価格が1,881万円ということになると、落札率でいうと99.何%になるのだけれども、この予定価格自体がどうやって決めているのかなというのが、もしあれであれば教えてください。

財政 課長 予定価格につきましては、いわゆる担当、消防のほうで見積り等を徴して決定した設計額、それを基にうちのほうで予定価格を決定しております。

尾形 修平 今の説明だと、見積りを取ってということになると、ではその見積りはどちらから取っているのかという話になるのだけれども、この業者さんから取っているのであれば、私は大きな問題になるのかなと思うのだけれども、その辺いかがでしょうか。

消防長 見積りにつきましては業者から取っております。それを基にということでございます。

尾形 修平 だから、どこの業者だということ。

消防長 業者につきましては、宮島工業所から取っております。

尾形 修平 そうすると、私さっきから言っているように、別にいじめているわけではなくて、何するわけではないのだけれども、宮島工業所さんが村上市の隣の胎内市で近くて、メンテナンスのほうも考えて有利に働いているのかなというのは思うけれども、い

かんせんこの落札率を見ると、いわゆる見積り出したそのもので村上市が落札、契約しているということになるので、それというのはいかがなものかなって、制度的な話で申し訳ないのだけれども、どう思います、副市長。

副市長 どう思うかといいますと、私どもとしてはこれは妥当だというふうなことで一応入札執行しておりますので、どう思いますと言われましても、ちょっとそれ以上の答弁はなかなか難しいかなというふうに思いますけれども。

尾形 修平 だから、この見積りを取る段階において宮島工業所さん1社から取ったのか、ほかの業者さんからも取ったのか分からないけれども、入札そのものの原理が働いていないのではないかなということを私は申し上げたいので、この落札率が異常に高いというのが非常に気になっている部分なので、見積書を出した業者と落札した業者が一緒だということはいかがなものかなって通常考えると思うのです。その辺に関してはいかがかということをお聞きしたいのですが。

副市長 通常、参考見積り徴して、そして設計額を決定しますので、結果的にそういうふうになったかもしれませんが、設計額を積算するに当たっては参考見積りを徴取した業者とたまたまといいますか、そういう状況になったというふうなことで、入札そのものには特に瑕疵はないというふうに判断しておるところでございますけれども。

尾形 修平 先ほど副市長の発言の中で妥当だという発言があったのだけれども、妥当だってどうやって判断するのですかということなの、私が聞きたいのは。見積金額とその落札金額が妥当だというのは、どういう根拠で判断しているのですかということを知りたい。

副市長 これ例えばいわゆる設計額が、仮にですけれども、高い業者から徴して設計額を積算したといたしましても、入札の結果として同様の結果になるのではないかなというふうに考えておりますけれども。

尾形 修平 今回の例だけではなくて、今まで私ずっとそうやって感じてきたものだから、たまたま今回のやつ総務文教委員会で発言する機会があったので、発言させてもらったけれども、例えば今回も経済建設に出てくる除雪車に関しても、こんな99.9%なんて落札率はないです、普通は。競争原理が、入札かけていて、それというのはいかなるものではないかなって思うので、今後の勉強というか、あれしてもらえばなっと思います。

菅井 晋一 その見積り取ったのは宮島1社だけなのでしょう。普通は例えば見積り取るとき3社ぐらいから最低、見積り取るのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

消防長 見積りは1社のみになります。

菅井 晋一 トーハツのこの品物の同等以上ということですが、きっとトーハツなのでしょうね。ラビットなんかはラビットしか扱っていないだろうから、なかなか。同等品だからいいのでしょうかけれども、やっぱり見積りは1社では見積り参考にならないのではないですか、設計の。普通はあらゆる設計するとき、3社以上の見積りを取って設計額を決めると思いますけれども。

財政 課長 見積りに関しては、基本複数者から取るようにということをお願いしているところですが、1社だったということで、私どものほうもちょっとその辺チェックというか、働いていなかったなということで反省しております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第56号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第57号 財産の取得についてを議題とし、担当課長（学校教育課長 小川智也君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

学校教育課長 それでは、議第57号 財産の取得について御説明を申し上げたいと思います。議第57号は、村上市立小・中学校学習用端末の購入について議会の御議決をお願いするものであります。GIGAスクール構想の第1期で整備した学習用端末の更新に係るもの、これが3,458台、これと指導者用端末292台、合計で3,750台を新潟県の共同調達により購入するものであります。令和7年3月17日に県のプロポーザルによる事業者選定を行い、その最優秀提案者となった富士フイルムビジネスイノベーション株式会社と2億4,964万875円で仮契約を締結したのになります。学校ごとの数量や本仮契約に含まれる内容につきましては、添付の資料のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

尾形 修平 これ今、課長のほうから新潟県の共同調達ってなったけれども、県内全部の自治体と同じく足並みそろえたということではなくて、対象となった自治体というのは村上市のほかはどこあるのですか。

学校教育課長 今回、県の共同調達というのに参加することが国庫補助の要件になっておりまして、県内30市町村全てこの共同調達に参加しております。ただ、選択した機種が私どものようにアイパッドの市町村もあれば、クロームブック等のほかの機種を選択している市町村もあります。今回、令和7年度更新ということで、アイパッドを選択してこのプロポーザルに参加している自治体は17自治体ありました。

野村美佐子 予算については国庫が全部という、出すということでしょうけれども、GIGAスクール構想を始めて2年ですか、3年ですか、たつのですけれども、やっぱり学校の先生からも父兄からもいろんな問題出されてきているというのを見聞きするのですけれども、村上として改めて買い換えることになっているわけですが、GIGAスクールでよかった点とか解決しなければいけない問題等、やっぱり検討はされているのでしょうか。

学校教育課長 まず、国庫補助3分の2になります。1台当たりの単価が5万5,000円までという上限が設定されている、そういった補助であります。GIGAスクール構想、様々な効果というのがありますけれども、本当に一人一人児童に合わせた学習の在り方、家庭でもデジタルドリルとか使って、その子のペースでやれる部分もありますし、このギガ端末を活用して大勢の前でプレゼンテーションする力なども養われる、そういった効果があるというふうに思っています。問題の箇所といいますと、今まで

議会からも様々御指摘されていた故障率が高いというか、そういったことが課題としてありました。クロームブックですと、どうしても画面開閉式になって、その部分から故障するケースというのも結構多いものですから、今回タブレット式、故障率の低い機種を選んで更新をかけたと、そういった状況であります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第57号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。

（午前11時37分）